

松山市設備投資利子補助金のご案内

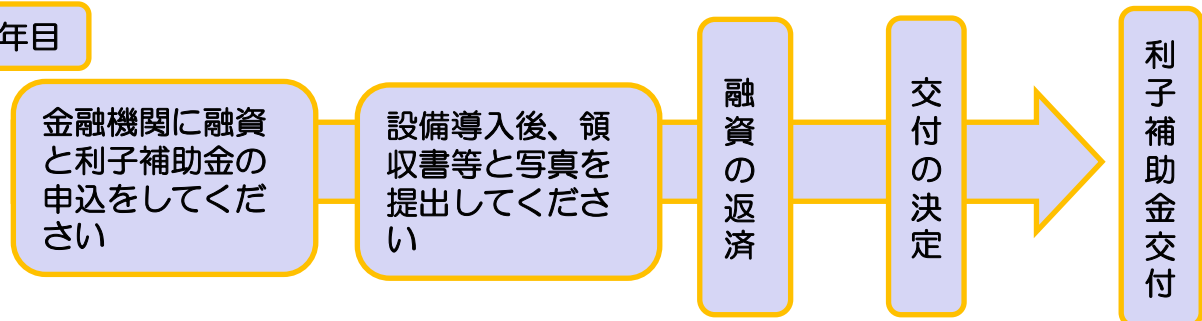
松山市設備近代化資金融資制度を利用する事業者に対し、
利子補助金を交付します。

＜松山市設備投資利子補助金の概要＞

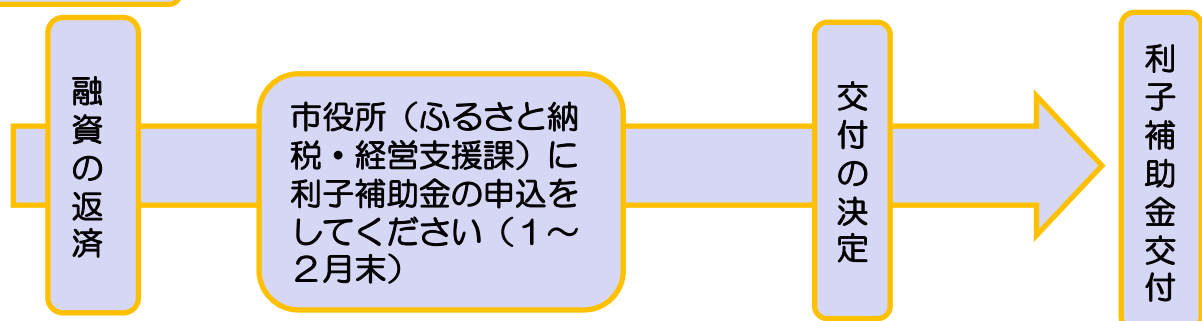
- 対象者 : 次の要件を満たすもの
 - ①松山市設備近代化資金融資制度の利用者であること
 - ②補助金交付時に市税を滞納していないこと
 - ③平成30年4月1日～令和8年3月31日に融資の実行を受けていること
- 対象期間 : 利子の支払開始後、初回利子支払日の属する月から3年間（1年ごとに申請）
- 利子補助率：H30.4.1～R3.3.31の融資実行分 年1.0%以内（1円未満切り捨て）
R3.4.1～R8.3.31の融資実行分 年0.5%以内（1円未満切り捨て）
- 利子補助額：毎年1月～12月までに返済した利子に対し、利子補助額を算定します。

＜利子補助金申請の流れ＞

1年目



2年目以降



<必要書類>

【1年目】（提出先：松山市設備近代化資金融資を申し込む金融機関）

- 松山市設備投資利子補助金交付申請書(様式第1号)
- 同意書（納税確認）
- 承諾書（金融機関との情報共有等）
- 請求書
- 確認書（個人事業主の方で振込先口座名義が個人名義の場合のみ）

【設備導入後】（提出先：松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課）

- 領収書等の支払いが確認できる書類
- 導入した設備の写真

【2年目以降】（提出先：松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課）

- 松山市設備投資利子補助金交付申請書(様式第1号)
- 同意書（納税確認）
- 請求書
- 確認書（個人事業主の方で振込先口座名義が個人名義の場合のみ）

<留意事項>

- 補助金の交付時に事業継続及び市税を完納していることが必要になります。
- 2年目以降の申請期間は、原則的に1月～2月末までとし、3月以降の申請はできません。（期間内に申請がなかった場合は補助金の支払いを行いません）
- 提出書類に不備等があれば、再提出を求めることがあります。
- 利子率・利子支払額、事業の継続等、補助金の交付に必要な情報を金融機関と松山市は情報共有させていただきます。
- 補助金の交付は、交付申請受付後、各種の審査等を行い、5月末までに松山市から事業者へ口座振替により交付します。

<お問い合わせ>

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課

TEL：089-948-6783

FAX：089-934-1844